

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成27年3月5日(2015.3.5)

【公開番号】特開2014-196354(P2014-196354A)

【公開日】平成26年10月16日(2014.10.16)

【年通号数】公開・登録公報2014-057

【出願番号】特願2014-145146(P2014-145146)

【国際特許分類】

A 6 1 K 35/32 (2015.01)

A 6 1 L 27/00 (2006.01)

A 6 1 P 19/00 (2006.01)

A 6 1 K 9/10 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 35/32

A 6 1 L 27/00 G

A 6 1 P 19/00

A 6 1 K 9/10

【手続補正書】

【提出日】平成26年12月9日(2014.12.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

関節軟骨欠損部または半月板欠損部に注入するように用いられ、関節軟骨欠損部または半月板欠損部の表面に少なくとも10分間保持し、該欠損部の表面に接着させることにより、関節軟骨欠損または半月板欠損に関連する疾患を治療するための、滑膜由来間葉幹細胞を含む医薬組成物。

【請求項2】

滑膜由来間葉幹細胞が、ex vivoで培養した自家滑膜由来間葉幹細胞である、請求項1に記載の医薬組成物。

【請求項3】

滑膜由来間葉幹細胞が、自己血清を含有する培地中で培養された滑膜由来間葉幹細胞である、請求項1または2に記載の医薬組成物。

【請求項4】

上方に保持された関節軟骨欠損部に滑膜由来間葉幹細胞を注入し、滑膜由来間葉幹細胞が軟骨欠損部に集簇するように用いられることを特徴とする、請求項1~3のいずれか1項に記載の医薬組成物。

【請求項5】

下方に保持された半月板欠損部に滑膜由来間葉幹細胞を注入し、滑膜由来間葉幹細胞が半月板欠損部に集簇するように用いられることを特徴とする、請求項1~3のいずれか1項に記載の医薬組成物。

【請求項6】

滑膜由来間葉幹細胞が未分化細胞である、請求項1~5のいずれか1項に記載の医薬組成物。

【請求項7】

滑膜由来間葉幹細胞が初代培養細胞または第一継代細胞である、請求項1～6のいずれか1項に記載の医薬組成物。

【請求項8】

再生される軟骨組織が硝子軟骨または纖維軟骨である、請求項1～7のいずれか1項に記載の医薬組成物。

【請求項9】

再生される軟骨組織が肥大軟骨細胞も骨細胞も含有しないものである、請求項1～8のいずれか1つに記載の医薬組成物。

【請求項10】

自己血清を含有する培地が分化培地ではない、請求項3～9のいずれか1つに記載の医薬組成物。

【請求項11】

自己血清を含有する培地が骨形成因子（BMP）、デキサメタゾンあるいはトランスフォーミング増殖因子（TGF- ）のいずれをも含有しない培地である、請求項10に記載の医薬組成物。

【請求項12】

懸濁液の形態である、請求項8に記載の医薬組成物。

【請求項13】

関節軟骨欠損又は半月板欠損に関連する疾患が、外傷性軟骨損傷、離弾性骨軟骨症、無腐性骨壊死、変形性膝関節症、および半月板損傷からなる群より選択されるものである、請求項1～12のいずれか1つに記載の医薬組成物。